

医療法人社団 朋優会

訪問介護ステーション サンフォレスト 運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人社団朋優会が設置する訪問介護ステーション サンフォレスト（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号訪問事業（以下「指定訪問介護等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問介護等業等の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問介護等の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事などの身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては関係市町村、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 指定訪問介護等においては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 6 指定訪問介護等の提供に当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報、その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努めるものとする。
 - 7 指定訪問介護等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や介護予防支援事業者等への情報の提供を行う。

（事業の運営）

第3条 指定訪問介護等の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 ： 訪問介護ステーション サンフォレスト
- （2）所 在 地 ： 三木市別所町小林 681-6
- （3）電話番号 ： 0794-87-0020 FAX 0794-87-0021

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1名（常勤兼務）（訪問介護員との兼務）

従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問介護等の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

（2）サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

- ・ 訪問介護計画の作成・変更等を行い利用の申し込みに係る調整をすること。
- ・ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等、居宅介護支援事業者等との連携に関すること。
- ・ 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護等の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。
- ・ 訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・ 訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

（3）訪問介護員 常勤換算 2.5名以上

訪問介護員は、訪問介護計画に基づき指定訪問介護等の提供に当たる。

（4）事務職員

事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営業日：月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。

（2）営業時間：午前9時00分から午後5時00までとする。

（3）サービス提供時間：午前5時00分から午後10時00分までとする

（指定訪問介護等の内容及び利用料等）

第7条 指定訪問介護等の内容は、次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額または当該市が定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

（1）訪問介護計画の作成

（2）身体介護に関する内容

- ① 排せつ・食事介助
- ② 清拭・入浴・身体整容
- ③ 体位変換
- ④ 移動・移乗介助・外出介助
- ⑤ その他の必要な身体の介護

(3) 生活援助に関する内容

- ① 調理
- ② 衣類の洗濯、補修
- ③ 住居の掃除、整理整頓
- ④ 生活必需品の買い物
- ⑤ その他必要な家事

2 次の事業に要した交通費は次の額を徴収する。

(1) 実施地域を越えて行う事業に要した交通費

自動車を使用の場合：一律500円

(2) 通院・外出介助における従業者の公共交通機関等の交通費：実費相当

- 3 前2項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収証を交付する。
- 4 指定訪問介護等の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文章で説明した上で、同意を得るものとする。
- 5 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護等に係る利用料の支払いを受けたときは、当該指定訪問介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 指定訪問介護等における通常の事業の実施地域は、三木市とする。

(衛生管理等)

第9条 事業所は訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所において感染症が発症し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（ビデオ通話等を活用して行うことが出来るものとする）を概ね6月に1階以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業者は、指定訪問介護等の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主事の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が生じた場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録するものとする。
- 4 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理）

第 11 条 事業者は、指定訪問介護等の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、提供した指定訪問介護等に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業者は、提供した指定訪問介護等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第 12 条 事業者は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者でのサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 4 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるめ、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を誓約させるものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 13 条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待防止のための定期的な研修の実施
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第 14 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（地域との連携等）

第 15 条 事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護等を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護等の提供を行うよう努めるものとする。

（身体拘束）

第 16 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（暴力団等の影響の排除）

第 17 条 事業者はその運営について、暴力団の支配を受けてはならない。

（運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表）

第 18 条 事業者は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

2 事業者は、前項における評価の結果を公表するよう努めるものとする。

（その他運営についての留意事項）

第 19 条 事業者は、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

（１） 採用時研修 採用後 6 カ月以内

（２） 継続研修 年 6 回以上

2 事業者は、すべての従業者に対し、健康診断等を定期的に実施するものとする。

3 事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問介護等の提供をさせないものとする。

4 事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、居宅介護支援事業所の介護支援専門員等又は居宅要介護被保険者等に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行わないものとする。

- 5 事業者は、適切な指定訪問介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 事業者は、指定訪問介護等に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団 朋優会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年8月1日に改訂する。

この規程は、令和6年3月15日に改訂する。

この規程は、令和7年3月20日に改訂する。